

令和 8 年 9 月 2 日
みどり 3 3 推進担当部
みどり政策課

東京都市計画公園の変更について（世田谷第 2・2・75 号北烏山のき公園）

1 主旨

計画地は世田谷区の北西部に位置しており、計画地南側には約 0.06ha の北烏山のき公園がある。計画地は拡張区域にあたり、面積は約 0.05ha である。

計画地は既存の都市計画公園区域に隣接する民有地であり、現在は駐車場として利用されている。南側の既開園区域には、大木のエノキがあり、また、遊具、ベンチ、照明灯、トイレ等の公園施設が充実しており、計画地に新たなみどりを創出し一体の公園として整備することで、地域における貴重なみどりの拠点として、より一層の効用を発揮することができる。

「世田谷区都市整備方針」の第一部「都市整備の基本方針」（平成 26 年 4 月）の将来目標を実現するためのテーマ別方針「みどり豊かで住みやすいまちをつくる」においては、公園や緑地は計画的な整備により適正な配置と面積を確保することとしている。また、第二部「地域整備方針」（令和 7 年 7 月）の烏山地域のアクションエリアの方針（令和 7 年 7 月）においては、北烏山九丁目地区は、地区街づくり計画に基づき、公園等の整備を進めみどり豊かな住環境のある街づくりを進めることとしている。

「世田谷区みどりの基本計画」（平成 30 年 3 月）においては、公園緑地の配置・整備の考え方のひとつとして、街づくり事業と連携して公園緑地の充実に努めることとしている。また、世田谷区の北西部に位置する本計画地は「北烏山九丁目地区地区街づくり計画」（平成 8 年 5 月）において、街づくり施設の公園に位置づけられている。

既存の都市計画公園区域内のみどりと一体的な整備を行うことで、地域における貴重なみどりの拠点としての活用が期待できるため、上記の理由から公園を追加する。

2 これまでの経緯

令和 8 年 8 月 都市計画審議会（報告）

3 概要

- （1）名称 世田谷第 2・2・75 号北烏山のき公園
- （2）区域 計画図表示のとおり
- （3）面積 約 0.11ha（今回追加区域 約 0.05ha）

4 今後のスケジュール（予定）

令和 8 年	9 月	都市計画法第 17 条に基づく都市計画案の公告・縦覧
	11 月	都市計画審議会（諮問）
	11 月	都市計画整備常任委員会（都市計画案の報告）
	12 月	都市計画変更決定・告示

東京都市計画公園の変更（世田谷区決定）

東京都市計画公園中世田谷第２・２・７５号北烏山のき公園を次のように変更する。

種別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
街区公園	世田谷第２・２・７５号	北烏山のき公園	世田谷区北烏山九丁目地内	約０．１１ｈａ	修景施設、管理施設、休養施設、便益施設、遊戯施設

「区域は計画図表示のとおり」

理由 計画地は、「北烏山九丁目地区地区街づくり計画」（平成８年５月）において、街づくり施設の公園に位置づけており、開園済みの公園と一体に整備することで、地域における貴重なみどりの拠点として、より一層の効用を発揮することができるため、上記のとおり公園を変更する。

新 旧 対 照 表

種別	名 称		位 置	新旧	面 積	備 考
	番 号	公園名				
街区 公園	世田谷第2・2・75号	北烏山のき公園	世田谷区北烏山九丁目地内	新	約0.11ha	位置、区域及び面積の変更 面積変更の内訳： 追加区域 約0.05ha
				旧	約0.06ha	

「区域は計画図表示のとおり」

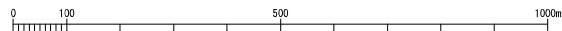
変 更 概 要

名 称	変 更 事 項
世田谷第2・2・75号 北烏山のき公園	1 区域の変更 計画図表示のとおり 2 面積の変更 約0.06ha → 約0.11ha 面積変更の内訳 追加区域 約0.05ha（世田谷区北烏山九丁目地内）

東京都計画公園 住居表示図
世田谷第二・二・七十五号 北鳥山のき公園
縮尺 一万分の一



縮尺 1:10,000



東京都市計画公園 計画図
世田谷第二・二・七十五号 北鳥山のき公園
縮尺 二千五百分の一



「この地図は東京都知事の承認を受けて東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。」

「(承認番号) 8都市基街都第82号、令和8年5月27日」



都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画公園 世田谷第2・2・75号北烏山のき公園

2 理 由

「世田谷区都市整備方針」第一部「都市整備の基本方針」（平成26年4月）の将来目標を実現するためのテーマ別方針「みどり豊かで住みやすいまちをつくる」においては、公園や緑地は計画的な整備により適正な配置と面積を確保することとしている。また、第二部「地域整備方針」（令和7年7月）の烏山地域のアクションエリアの方針においては、北烏山九丁目地区は、地区街づくり計画に基づき、公園の整備を進めみどり豊かな住環境のある街づくりを進めることとしている。

「世田谷区みどりの基本計画」（平成30年3月）においては、公園緑地の配置・整備の考え方のひとつとして、街づくり事業と連携して公園緑地の充実に努めることとしている。

世田谷区の北西部に位置する本計画地は開園済みの北烏山のき公園に隣接する土地であり、「北烏山九丁目地区地区街づくり計画」（平成8年5月）において、街づくり施設の公園に位置づけられている。また、隣接する公園区域内にはエノキの大木があり、公園施設も充実していることから、地域住民に親しまれている。既存の都市計画公園区域内のみどりと一体的な整備を行うことで、地域における貴重なみどりの拠点としての活用が期待できる。

こうしたことから市街地におけるみどりを一層充実させ、地域の貴重なみどりの拠点を確保するため、北烏山のき公園の北側に隣接する世田谷区北烏山九丁目地内における約0.05ヘクタールの区域について北烏山のき公園の区域を拡張する都市計画変更をしようとするものである。